

議案第19号

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。